



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 12 日 (木曜日) 第 155 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 1	
○民有林の保安林の指定 (3件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明について…………… (“) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3	
○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 3	
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… (“) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (2件) …………… (“) 4	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 4	
○特定漁港漁場整備事業計画の公表について…………… (漁村振興課) 4	
○都市計画の変更の案の縦覧 (4件) …………… (都市計画課) 4	
○落札者等の公告…………… 5	
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始決定…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 906号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急診療所と認定した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
あたご整形外科	延岡市愛宕町 3 丁目 161 番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和 2 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

宮崎県告示第 907号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
隅 素子	大塚病院	西都市	内科	令和 2 年 11 月 1 日
猪俣 尚規	串間市民病	串間市	整形外科	令和 2 年 11

	院			月 1 日
草間 龍一	トトロこどもクリニック	延岡市	小児科・小児外科	令和 2 年 11 月 1 日

宮崎県告示第 908号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 54 条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
アイレHDクリニック串間	串間市	腎臓	令和 2 年 11 月 1 日
西都 ゆり薬局	西都市	薬局	令和 2 年 11 月 1 日
いざき調剤薬局NT	都城市	薬局	令和 2 年 11 月 1 日

宮崎県告示第 909号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 54 条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ひなた赤ちゃんこどもクリニック	宮崎市	精神通院医療	令和2年11月1日
トロン薬局 吉村	宮崎市	薬局	令和2年11月1日
二葉薬局 大島	宮崎市	薬局	令和2年11月1日
西都 ゆり薬局	西都市	薬局	令和2年11月1日
いざぎ調剤薬局NT	都城市	薬局	令和2年11月1日
TMステーション	宮崎市	訪問看護	令和2年11月1日

宮崎県告示第 910号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字柿ノ木田丙 396-4、丙 418-1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 911号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字増谷 3157-1、3168、3169-1、3169-3、3228-1、3228-3、3229
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 912号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字久居原戊 505-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字久居原戊 505-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 913号

保安林の指定施業要件の変更（令和2年宮崎県告示第 870号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日向市役所
北幸子
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 870号によること。

宮崎県告示第 914号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1379	大田原 幸男 日南市北郷町北河 内5742番地3	採取	幼苗の育 成	大田原 幸男 日南市北郷町北河 内5742番地3

宮崎県告示第 915号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎葉 7942番 4 地 先から同郡 同町同大字 同字7959番 1 地先まで	旧	5.8～ 11.5	20.7
				新	6.2～ 20.0	20.7

宮崎県告示第 916号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎葉 7942番 4 地 先から同郡 同町同大字 同字7959番 1 地先まで	令和 2 年 11 月 12 日

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、地

域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称
耳川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 2 年 12 月 8 日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称
一ツ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区、五ヶ瀬川森林計画区、広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、西臼杵支庁、中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸県農林振興局、西諸県農林振興局、児湯農林振興局、東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間
令和 2 年 11 月 13 日から令和 2 年 12 月 8 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	黒 木 真	日向市美々津町3826番地 9
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地 1

理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地口
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地
監 事	黒 木 博	日向市美々津町1751番地

（任期：令和 4 年 6 月 29 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2
理 事	河 野 浩 章	日向市美々津町1777番地
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
理 事	黒 木 真	日向市美々津町3826番地 9
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地 1
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地
監 事	橋 口 昌 弘	児湯郡都農町大字川北4996番地 2
監 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、紙屋第一土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により

、岩瀨地区県営土地改良事業（都城市、県宮ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 12 月 11 日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第 1 項の規定により、土々呂地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めた。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、宮崎県農政水産部漁村振興課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及び名称
日南都市計画道路
1・5・1号 日南串間線
- 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分
日南市大字東弁分乙字畑中、同市大字東弁分乙字小永田及び同市大字益安字小路の各一部
(2) 削除する部分
なし
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市総合政策部総合戦略課
(2) 期間
令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 11 月 26 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

日南都市計画道路

3・5・10号 星倉東郷線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日南市大字東弁分乙字蓮花寺、同市大字東弁分乙字中村、同市大字東弁分乙字畑中及び同市大字東弁分乙字小永田の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市総合政策部総合戦略課

(2) 期間

令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 11 月 26 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

串間都市計画道路

1・5・1号 日南串間線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

串間市大字串間字植松、同市大字串間字高大塚、同市大字串間字道平、同市大字串間字狩集及び同市大字串間字上ノ原の各一部

(2) 削除する部分

串間市大字串間字鶴之上及び同市大字串間字植松の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び串間土木事務所並びに串間市都市建設課

(2) 期間

令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 11 月 26 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

串間都市計画道路

3・4・7号 泉町蔵元線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

串間市大字北方字触田、同市大字南方字崩渡及び同市大字南方字小迫の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び串間土木事務所並びに串間市都市建設課

(2) 期間

令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 11 月 26 日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 11 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ワイヤーカット (放電加工機) 一式 2 セット

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 10 月 28 日

4 落札者の氏名及び住所

大栄機工有限会社 宮崎市吉村町久保田甲 912-1

5 落札金額

63,646,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 2 年 9 月 17 日